

## 新島村告示第57号

下記のとおり条件付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び新島村契約事務規則（平成20年4月1日規則第7号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき公告する。

令和5年9月22日

新島村長 青沼 邦和

1. 件名 令和5年度 新島村議会議場音響・映像システム更新工事
2. 業務場所 東京都新島村地内
3. 業務期間 契約締結日から令和5年11月30日まで
4. 業務内容 別紙仕様書のとおり
5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。
  - (1) 新島村の令和5・6年度指名競争入札（工事）に業種番号33番「電話・通信」及び業種番号34「拡声装置」の双方で登録している者。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
    - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件の入札執行日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
    - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者。
    - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者。
    - エ この告示日から入札執行日までの間において、新島村から競争参加資格停止又は競争参加資格除外を受けている者。
    - オ 新島村契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
    - カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人。
    - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者。

6. 入札参加資格登録のない者の登録手続き  
新島村の令和5・6年度指名競争入札（工事）に登録のない者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の登録をしなければならない。
  - (1) 申請期間 令和5年9月22日(金)から令和5年9月29日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
  - (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで
  - (3) 提出先 〒100-0402 東京都新島村本村一丁目1番1号  
新島村企画財政課財政係 契約担当
  - (4) 提出方法 持参又は郵送による提出
  - (5) 提出書類 新島村ホームページ入札契約情報より確認すること。
7. 質疑について  
入札に関して質疑がある場合は、新島村企画財政課財政係契約担当に連絡のうえ、村指定の質問書に質疑内容を記入し、電子メール又はFAXにて提出すること。  
なお、質疑がない場合は提出しないものとする。
  - ア 質疑提出期間  
令和5年9月22日(金)から令和5年9月26日(火)午後3時まで
  - イ 質疑提出先  
新島村企画財政課財政係 契約担当  
〒100-0402 東京都新島村本村一丁目1番1号  
TEL. 04992-5-0204 FAX. 04992-5-1304  
[zaisan@nijima.com](mailto:zaisan@nijima.com)
  - ウ 質疑回答日  
令和5年9月28日(木)までに質疑者に対し、電子メール又はFAXで回答する。
8. 入札について  
下記期日までに持参または郵送により入札すること
  - (1) 日時 令和5年10月16日(月)午後1時00分
  - (2) 場所 新島村役場
9. 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
入札保証金・契約保証金共に免除とする。
10. 条件
  - (1) 前払金 無
  - (2) 部分払 無
  - (3) 概算払 無
11. 最低制限価格の設定 有
12. 入札書（任意様式）の提出 有  
入札時に提出すること。提出がない場合は入札が無効となる。

13. 入札金額の記載方法
  - (1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。
  - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
14. その他の入札必要事項
  - (1) 入札前に令和5・6年度指名競争入札（工事）の受付票の提示を求めることがある。
  - (2) 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印と共に代理人又は復代理人が記名、押印したもの）を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名押印すること。
  - (3) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。
  - (4) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
  - (5) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。
15. 入札の取りやめ等  
入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき又は新島村の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
16. 入札の無効  
次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後に行う再度の入札には参加できない。
  - ア 入札について不正の行為があったとき。
  - イ 虚偽の申込みを行った者の入札。
  - ウ その他、契約の相手方として著しく不適當であるとき。
17. 契約条件等
  - (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約を締結すること。
  - (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
  - (3) 契約金額は、入札書に記載された金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。
  - (4) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が5.に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が16.に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。
18. 問合せ先  
新島村役場企画財政課財政係 契約担当  
TEL. 04992-5-0204 FAX. 04992-5-1304